

JR 信越本線安中・磯部駅間の新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本業務は、JR 信越本線安中・磯部駅間において構想中である新駅の周辺について、コンパクト・プラス・ネットワークを実現するための新たなまちづくりの取り組みに向けた調査を行う。

将来の新たなまちづくりを円滑に推進していくためには、事前に多角的、総合的な観点から調査を行う必要があることから、本業務では主に新駅周辺のまちづくりに関連する調査、計画を行う。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1)業務名 | JR 信越本線安中・磯部駅間の新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託 |
| (2)業務内容 | 別紙「JR 信越本線安中・磯部駅間の新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託」のとおり |
| (3)業務履行期間 | 契約締結日から令和7月3月31日まで |
| (4)業務規模 | 14,245,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申し込み時点で次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (4) 安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (5) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (6) 安中市入札参加資格者名簿(建設コンサル部門)に登録されていること。
- (7) 本社、支店又は営業所が群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県又は新潟県のいずれかに所在していて、契約締結の権限を有すること。
- (8) 本プロポーザルに参加する事業者は単体企業であること。
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシーおよび情報管理体制が整備されていること。
- (10) 過去10年間(平成26年4月1日から令和6年3月31日の間)に国や地方公共団体から受託したまちづくり構想に係る業務の履行実績があること。
- (11) 技術士(建設/都市および地方計画)または RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有しており、過去5年以内に駅周辺のまちづくり検討の実績を有する者を管理技術者として配置できる者で

あること。

- (12) 技術士(建設/都市および地方計画)または RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有する者を照査技術者として配置できる者であること。

4.スケジュール

内容	実施日又は期限
実施要領等の公表	令和 6 年 8 月 16 日(金)
質問書の提出	令和 6 年 8 月 16 日(金)から 8 月 22 日(木)17 時まで
質問に対する回答	令和 6 年 8 月 27 日(火)17 時まで
参加申込書等の提出	令和 6 年 8 月 29 日(木)17 時まで
企画提案書の提出	令和 6 年 9 月 12 日(木)17 時まで
プレゼンテーション審査日	令和 6 年 9 月 19 日(木) ※予定
審査結果の通知	令和 6 年 9 月 25 日(水) ※予定

5.質問及び回答

(1)質問書の提出

- ・提出期限 令和 6 年 8 月 22 日(木)17 時まで
- ・提出様式 質問票(様式 1)を用いること。
- ・提出方法 電子メールで担当部署に提出するとともに、電話による連絡をすること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問(新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託)」とすること。

(2)質問に対する回答

令和 6 年 8 月 27 日(火)17 時までに質問者に回答するとともに、当該内容をホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては、質問者のみの回答となる場合がある。

6.参加申込書等の提出

(1)提出期限 令和 6 年 8 月 29 日(木)17 時まで

(2)提出書類 ①公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式2)

②会社概要(任意様式)

③業務実績(任意様式)

過去10年間で本業務と類似する業務(国や地方公共団体から受託したまちづくり構想に係る業務)の実績を記載するとともに、その実績内容が分かる書類を添付すること。

※②、③については、各10部ずつ提出すること。

(3)提出方法(次のいずれかの方法にて提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日8時30分から17時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

7.企画提案書の提出

(1)提出期限

令和6年9月12日(木)17時まで

(2)提出書類

①企画提案書(任意様式)

②見積書(任意様式による。また、積算内訳がわかる資料を添付すること。)

(3)企画提案書の提案内容

以下の各項目について、わかりやすく説明すること。

①本業務に対する姿勢や実施方針

②本業務における実施体制

③本業務を実施するためのスケジュール

④よりよい計画策定のための工夫について

⑤効果的な市民意向把握に向けた工夫について

(4)企画提案書の作成方法

①企画提案書はフォントサイズ 10.5 ポイント以上推奨で A4サイズで作成すること。

②企画提案書を作成するソフトウェアや書体を問わない。

③専門用語を用いる場合は、専門知識を有しない者にも分かるように解説等を入れること。

(5)提出部数

印刷したものを 10 部、電子データ(PDF 形式)を 1 セット

(6)提出方法(次のいずれかの方法で提出すること)

①持参する場合

提出期限までの各日平日 8 時 30 分から 17 時までに提出すること。

②郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「新駅構想周辺まちづくり検討調査業務委託プロポーザル提案書 在中」と朱書きすること。

※電子データについてはメール提出可とする。提出期限までの各日平日 8 時 30 分から 17 時までに「15.担当部署」に記載のメールアドレス送付すること。

8. プレゼンテーション審査

- (1)実施日 令和6年9月19日(木)
- (2)実施場所 安中市役所本庁舎 会議室
- (3)出席者 業務責任者および管理技術者を含む本業務に従事する者4名以内
- (4)実施時間 1社あたり30分程度(説明20分、質疑応答10分)
- (5)実施方法 提出した企画提案書に基づき行うこと。企画提案書以外の資料配布は認めない。
- (6)設備 スクリーンおよびプロジェクター(もしくはモニター)については本市で用意するが、パソコンおよびその他関係機材は、参加者側で用意すること。

9. 審査および評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの審査および評価(以下「審査等」という。)は、審査委員会において、次のとおり行う。

(1)評価基準

別表1のとおりとする。

(2)評価方法

提出された企画提案書およびプレゼンテーションの内容を(1)の評価基準に基づき、審査委員会の各委員が審査等を行う。なお、参加者が1者のみであった場合でも本プロポーザルは成立する。

10. 契約予定事業者の特定

審査委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計点数が最上位の者を契約予定事業者とし、次に合計点数が高かったものを次点の契約予定事業者とする。審査の結果、審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査委員会の協議により決定し契約予定事業者を選定する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、参加したすべての事業者に電子メールにて通知する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせおよび異議等については、一切応じない。

12. 提案資格の喪失等

企画提案書の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に企画提案書を提出している場合には当該企画提案書は無効とする。

- (1)参加資格を満たさなくなった場合
- (2)提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3)提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4)見積額が委託料上限金額を超えている場合
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6)本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

13. 契約の締結

本業務の契約予定事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。

14. その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2)書類提出後の修正および変更は一切認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (3)あらかじめ見積限度額を明示した場合においては、契約時点で見積限度額を増額することはできないものとする。ただし、契約締結後、災害等のやむを得ない都合により変更が生じた場合は、契約変更を妨げるものではない。
- (4)提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (5)提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6)提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (7)この要領に定めるもののほかは、審査委員会において決定する。
- (8)審査委員会の委員は非公表とする。

15. 担当部署(各種書類の提出先)

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市まちづくり部 都市計画課 交通政策係

電話番号 027-382-1111(内線1222)

FAX番号 027-381-7018

メールアドレス toshikeikaku@city.annaka.lg.jp

別表1

提案者に対する評価	評価項目	評価基準	配点
	会社の業務実績	過去10年間の国や他の自治体における本業務と同様の業務実績について評価する。	10
	管理技術者の実績	管理技術者の5年以内の同種・類似業務の合計実績件数にて評価する。同種・類似業務は、地方公共団体における「駅周辺のまちづくり業務」を指す。	5
	担当技術者の実績	担当技術者の5年以内の同種・類似業務の実績件数にて評価する。同種・類似業務は、地方公共団体における「駅周辺のまちづくり業務」を指す。	5
	見積書の価格	見積価格の妥当性を評価する	5
		小計①	25

提案内容に対する評価	審査事項	評価基準	配点
	実施方針 (業務内容の理解度)	安中市における新駅構想周辺まちづくりの方向性を踏まえ、課題、作業方針が示されているか。	10
	実施体制	業務内容の趣旨を理解し、円滑な業務遂行のための実施体制となっているか。	10
	実施工程	本業務を実施するための工程(スケジュール)について	5
	特定テーマ	①より良い計画策定のための工夫について	25
		②効果的な市民意向把握に向けた工夫について	15
	プレゼン評価	本業務の内容・性質が理解されており、提案内容を分かり易くプレゼン出来ているか。	10
		小計②	75

合計得点(小計①+②)	100
-------------	-----